首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年５月12日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年５月11日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

1　記〔8〕中「令和８年５月５日」を「令和８年５月12日」に改める。

2　別添２中

「都道首都高速１号線　羽　田」を「都道首都高速１号線　羽　田（ＥＴＣ、下りに限る。）」に

「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線　羽　田」を

「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線　羽　田（ＥＴＣ、下りに限る。）」に改める。